

令和6年4月1日

# 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

## 重要事項説明書

社会福祉法人 けんこう  
介護老人福祉施設 美さと

### 1 事業の目的

本事業は、介護保険法に基づき、ご利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより心身の機能の維持並びにそのご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### 2 事業の運営方針

本事業は、常に要介護状態等にあるご利用者本人の心身の状況を的確に把握し、要支援及び要介護状態の軽減又は悪化の予防に資するよう、認知症の状況等利用者的心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に実施できるよう運営を図ります。

### 3 事業所の概要

一 事業所名	介護老人福祉施設 美さと
二 所在地	福岡県大牟田市南船津町1丁目10番地
三 電話番号	0944(57)3310
四 介護保険指定番号	第4071501276号
五 利用定員	10名 (特別養護老人ホーム併設・空床利用型)
六 通常のサービス提供地域	大牟田市・熊本県荒尾市
七 居室等の概要	

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。短期入所される居室は、原則として2人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	4室	専用
1人部屋	2室	専用
合計	6室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置器具] 平行棒・ホットパック・マッサージ機等
浴室	2室	機械浴
医務室	1室	共用
相談室	1室	共用

☆上記は厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

## 八 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービス及び指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況・勤務体制〉

\* 指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		勤務体制	勤務時間
	専従	兼務	専従	兼務		
1. 施設長	0名	1名	0名	0名	日 勤	08:30~17:30
2. 介護職員	0名	16名	0名	4名	早 出 日 勤 遅出① 遅出② 遅出③ 夜 勤	07:00~16:00 08:00~17:00 09:00~18:00 09:30~18:30 10:00~19:00 16:30~09:30
3. 生活相談員	0名	1名	0名	0名	日 勤	08:00~17:00
4. 看護職員	0名	3名	0名	2名	早 出 日 勤 遅 出	08:00~17:00 08:30~17:30 09:00~18:00
5. 機能訓練指導員	0名	1名	0名	1名	日 勤	09:00~18:00
6. 介護支援専門員	0名	0名	0名	0名	日 勤	08:30~17:30
7. 医師	0名	0名	0名	1名	—	14:00~16:00
8. 管理栄養士	0名	0名	0名	0名	日 勤	08:00~17:00

☆当事業所は特別養護老人ホーム併設型ですので、介護老人福祉施設美さと（定員50名）との兼務となります。介護・看護職員の配置は、3:1の体制です。夜勤職員は2人体制となります。

☆嘱託医として、兼行病院（医師）兼行秀司が、施設内におけるご利用者の健康管理に努めます

## 4 サービスの内容

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。また、個人別のニーズにあった日課は、個々人のサービス計画にもりこれます。但し、利用料金については、下記の2通りとなります。

- (1) 介護保険の給付対象となる利用料
- (2) 介護保険の給付対象外となる利用料

(サービスの概要)

サービス内容は、下記のとおりです。

- ①食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・多職種協働による栄養ケアマネジメントを実施します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食：8：00 昼食：12：00 夕食：18：00

#### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持又はその減退を防止するための訓練を下記の機材を使用し実施します。

歩行訓練 — (平行棒等) 、 立位訓練 — (電動ベッド・車椅子等)  
その他 — (ホットッパック等)

#### ⑤健康管理

- ・毎日の定期的なバイタルチェックを実施し、嘱託医及び協力医療機関と綿密な連携を保ち、疾病予防並びに早期発見等に努めます。

#### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## 5 サービス利用料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・滞在費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

[短期入所生活介護サービス費]

個室・多床室 《併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)〈多床室〉》

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型 I 従来型 個室	要介護1	603	6,030円	603円	1,206円	1,809円	
	要介護2	672	6,720円	672円	1,344円	2,016円	
	要介護3	745	7,450円	745円	1,490円	2,235円	
	要介護4	815	8,150円	815円	1,630円	2,445円	

場合 60日以上利用の	要介護 5	884	8,840 円	884 円	1,768 円	2,652 円
	要介護 1	589	5,890 円	589 円	1,178 円	1,767 円
	要介護 2	659	6,590 円	659 円	1,318 円	1,977 円
	要介護 3	732	7,320 円	732 円	1,464 円	2,196 円
	要介護 4	802	8,020 円	802 円	1,604 円	2,406 円
	要介護 5	871	8,710 円	871 円	1,742 円	2,613 円
区分・要介護度		利用料	利用者負担額			
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
併設型 II 多 床 室 場合 60日以上利用の	要介護 1	603	6,030 円	603 円	1,206 円	1,809 円
	要介護 2	672	6,720 円	672 円	1,344 円	2,016 円
	要介護 3	745	7,450 円	745 円	1,490 円	2,235 円
	要介護 4	815	8,150 円	815 円	1,630 円	2,445 円
	要介護 5	884	8,840 円	884 円	1,768 円	2,652 円
	要介護 1	589	5,890 円	589 円	1,178 円	1,767 円
	要介護 2	659	6,590 円	659 円	1,318 円	1,977 円
	要介護 3	732	7,320 円	732 円	1,464 円	2,196 円
	要介護 4	802	8,020 円	802 円	1,604 円	2,406 円
	要介護 5	871	8,710 円	871 円	1,742 円	2,613 円

☆ 上記の短期入所生活介護サービス費とは別に、以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

また、特別養護老人ホーム空床利用により、従来型個室をご利用の場合は、上記の短期入所生活介護サービス費とは別費用となります。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき (原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 月につき (個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100単位)
機能訓練体制加算	12	120 円	12 円	24 円	36 円	1 日につき
個別機能訓練加算	56	560 円	56 円	112 円	168 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅰ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅲ)イ	12	120 円	12 円	24 円	36 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅲ)ロ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 日につき

看護体制加算(IV)イ	23	230 円	23 円	46 円	69 円	1 日につき
看護体制加算(IV)ロ	13	137 円	14 円	28 円	42 円	1 日につき
医療連携強化加算	58	580 円	58 円	116 円	174 円	1 日につき
夜勤職員配置加算 (I)	13	130 円	13 円	26 円	39 円	1 日につき
夜勤職員配置加算 (II)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	1 日につき
夜勤職員配置加算 (III)	15	150 円	15 円	30 円	45 円	1 日につき
夜勤職員配置加算 (IV)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1 日につき
送迎加算	184	1,840 円	184 円	368 円	552 円	送迎を行った場合 (片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	900 円	90 円	180 円	270 円	1 日につき (7 日間を限定)
療養食加算	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1 回につき (1 日 3 回を限度)
認知症専門ケア加算(I)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(II)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算 (I)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算 (II)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	
サービス提供体制強化加算 (III)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
<u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u>	<u>所定単位数の 16/1000</u>	<u>左記の単位数×地域区分</u>	<u>左記の 1割</u>	<u>左記の 2割</u>	<u>左記の 3割</u>	<u>基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く。</u>
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 83/1000	<u>左記の単位数×地域区分</u>	<u>左記の 1割</u>	<u>左記の 2割</u>	<u>左記の 3割</u>	<u>基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く。</u>
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 60/1000					
介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 33/1000					

☆ 介護保険法の改定により、上記料金の変更が生じた場合は、変更された額に合わせて自己負担額を改定させて頂きます。

[介護予防短期入所生活介護サービス費]

個室・多床室 《併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)》

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	個室	I 従来型	要支援1	446	4,705 円	471 円	941 円
			要支援2	555	5,855 円	586 円	1,171 円
							1,757 円

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	Ⅱ 多 床 室	要支援1	451	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
		要支援2	561	5,610 円	561 円	1,122 円	1,683 円

☆ 上記の介護予防短期入所生活介護サービス費とは別に以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

また、特別養護老人ホーム空床利用により、従来型個室をご利用の場合は、上記の介護予防短期入所生活介護サービス費とは別費用となります。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			加算の要件・算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1月につき (個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100 単位)
機能訓練体制加算	12	120 円	12 円	24 円	36 円	1日につき
個別機能訓練加算	56	560 円	56 円	112 円	168 円	1日につき
送迎加算	184	1,840 円	184 円	368 円	552 円	片道につき
療養食加算	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1回につき(1日3回を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
<u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u>	<u>所定単位数の 16/1000</u>	<u>左記の単位数 ×地域区分</u>	<u>左記の 1割</u>	<u>左記の 2割</u>	<u>左記の 3割</u>	<u>基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等特定待遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く。</u>
介護職員等特定待遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 27/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員等特定待遇改善加算	所定単					※ <u>介護職員等ベースアップ</u>

(II)	位数の 23/1000					<u>等支援加算、介護職員処遇改善加算を除く。</u>
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 83/1000					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) <u>※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く。</u>
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 60/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 33/1000					

☆ 介護保険法の改定により、上記料金の変更が生じた場合は、変更された額に合わせて自己負担額を改定させて頂きます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ※①食事の提供（食費） 1,445円

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。1食あたり以下の料金となります。

朝食費	401円
昼食費	524円
夕食費	524円

#### ②滞在費

ご契約者が利用されるうえで、水道光熱費相当額としての滞在費用です。1日あたり以下の料金となります。

滞在費（多床室）	855円
滞在費（従来型個室）	1,171円

☆ 特別養護老人ホーム空床利用により、従来型個室をご利用の場合は、上記の滞在費とは別費用となります。

☆ 上記の「食事の提供（食費）」及び「②滞在費」については、低所得者の負担軽減措置として、介護保険特定負担限度額認定が適用されます。食費に関して、1日の食費の合計額が認定された食事の負担限度額を超える額について、介護保険から補足給付されます。また、滞在費に関しては、基準限度額と認定された滞在費の負担限度額の差額について、介護保険から補足給付されます。なお、利用の際は介護保険特定負担限度額認定証をご提示下さい。

(単位：円／日)

区分	滞在費		食費
	多床室	従来型個室	
基準費用額	855	1,171	1,445
利用者負担第1段階（市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者、生活保護受給者）。かつ預貯金等の合計が1,000万円以下（夫婦は2,000万円以下）	0	320	300
利用者負担第2段階（市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方）。かつ預貯金等の合計が650万円以下（夫婦は1,650万円以下）	370	420	600
利用者負担第3段階①（市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円超120万円以下の方）かつ預貯金等の合計が550万円以下（夫婦は1,550万円以下）	370	820	1,000
利用者負担第3段階②（市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円超の方。かつ預貯金等の合計が500万円以下（夫婦は1,500万円以下）	370	820	1,300
利用者負担第4段階（上記以外の方）	適用外	適用外	適用外

## 6 利用料金の支払方法

利用料金につきましては、実績に応じて1ヶ月ごとに計算しご請求しますので翌月20日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 美さと事務室での現金支払い
- イ. 郵便局自動払込み
- ウ. その他（ア、イ、以外でのお支払いを希望される方は事務室迄御相談下さい。）

ご利用者が長期不在時における利用料の請求先のご確認をお願い致します。

## 7 利用日の中止・変更・追加

ご利用者の都合により、利用を中止・変更・追加される場合は、原則としてその前日までに当事業所へご連絡をお願い致します。なお、サービスの追加・変更の申し出に対して当事業所の稼動状況によっては、ご希望の日の利用が難しい場合がありますがその時は協議により対応をはかります。

## 8 サービス利用に関する留意事項

- 一 喫煙に関しては、施設内の喫煙スペースでお願いします。
- 二 嗜好品の持ち込みは、原則として禁止します。
- 三 他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## 9 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、

指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
  - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 1 0 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・生活相談員 氏名：（石橋 賢士）
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回 4月・10月）
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 1 1 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員・石橋 賢士
-------------	-------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します

### 1 3 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 1 4 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

#### 禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたるする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

### 1 5 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

### 1 6 事故発生時の対応

ご利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 1 7 再利用等

退院後などにおいて、当事業所サービスを再度利用ご希望の場合は、ケアプラン作成依頼事

業者または当事業所へお申し込み下さい。

なお、サービスの希望曜日、時間等は申し込まれた時点で、改めて協議させて頂きます。

## 18 苦情処理

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。なお、ご契約者等からの苦情に対して適切に対応する苦情処理委員会を設置しております。

### (1) 当事業所における苦情の受付

解決責任者	[美さと施設長] 兼行 菜穂子
苦情受付窓口	<p>[生活相談員] 石橋 賢士</p> <p>&lt;受付日時&gt; 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:30</p> <p>&lt;ご連絡先&gt; [TEL] 0944-57-3310</p> <p>[FAX] 0944-54-5575</p>
第三者委員	<p>川口 誠 (電話番号) 0944-55-2156</p> <p>鈴嶋 松彦 (電話番号) 0944-51-0648</p> <p>&lt;受付日時&gt; 毎週月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 9:00～17:00</p>

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

大牟田市役所 (保健福祉部福祉課)	所在地 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地 電話番号 0944-41-2672 ・ FAX番号 0944-41-2662 受付日 月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 受付時間 8:30～17:15
荒尾市役所 (健康生活課介護保険係)	所在地 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話番号 0968-63-1418 受付日 月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 受付時間 8:30～17:00
福岡県運営適正化委員会 (社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会)	所在地 福岡県春日市原町13番47号 電話番号 092-915-3511 ・ FAX番号 092-915-3512 受付日 火～日曜日(月曜日、年末年始12月29日～1月3日は休み) 受付時間 9:00～17:30
熊本県福祉サービス運営適正化委員会 (社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会)	所在地 熊本県南千反畠町3-7 電話番号 096-324-5471 ・ FAX番号 096-324-5456 受付日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 受付時間 9:00～17:00
福岡県 国民健康保険団体連合会 (総務部介護保険課)	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859 ・ FAX番号 092-642-7857 受付日 月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 受付時間 8:30～17:00

熊本県 国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	所 在 地 熊本県熊本市健軍1丁目18番7号 電話番号096-214-1101・FAX番号096-214-1105 受 付 日 月～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始は留守番電話で対応） 受付時間 9:00～17:00（時間外は留守番電話で対応）
--------------------------------------	--

#### 1.9 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	